

2017年10月19日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

//REVISED//タイ向け B/L 記載事項についてのご案内

平素は、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

このほど、タイ税関より、Shipping Mark(荷印)の表示および関係書類への記載を厳格化する旨の通達がございました。タイ向けに船積みされるお客様におかれましては、B/L Instruction に Shipping Mark を記載頂きますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1. 対象貨物
タイ向け貨物
2. B/L Instruction(Dock Receipt)へ記載頂きたい事項
Shipping Mark(荷印)
3. (改正関税法)適用開始日
2017年11月13日(Laem Chabang 到着日ベース)

Shipping Mark の記載が無い場合、5万バーツ以下の罰金が課される可能性がございます。上記事情をご賢察の上、何卒ご協力賜ります様お願い申し上げます。
記載内容に関しご不明な点がございましたら、Consignee 様経由でタイ税関へご確認頂きますようお願い申し上げます。

以上

本件お問い合わせ;
マーケティンググループ アジア・印パ中近東トレード担当 (TEL: 03-3587-7070)